



平成 29 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 富士フイルムホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 助野 健児
(コード番号 : 4 9 0 1 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 経営企画部
コーポレートコミュニケーション室長
吉澤 ちさと
(TEL : 03-6271-1111)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「第121期有価証券報告書の提出、過年度の有価証券報告書等及び決算短信等の訂正に関するお知らせ」に記載しましたとおり、過年度に提出いたしました有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出することとし、過年度に開示いたしました決算短信及び四半期決算短信についても訂正いたしました。

これに伴い、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局へ提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

- ・ 第116期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
- ・ 第117期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
- ・ 第118期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
- ・ 第119期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
- ・ 第120期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。
なお、第116期、第117期、第118期、第119期及び第120期すべて訂正内容は同一であります。
訂正箇所は_____を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断 致しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

当社の連結子会社である富士ゼロックス株式会社（以下「富士ゼロックス」といいます。）の海外販売子会社であるFuji Xerox New Zealand Limited（以下「FXNZ」といいます。）において、第120期以前における一部のリース取引に関わる会計処理の妥当性について確認が必要な事実が判明しました。その実態調査のため、平成29年3月22日に社内調査委員会を設置、平成29年4月20日付けで外部有識者による第三者委員会を設置し、客観的かつ徹底した全容説明および再発防止策の検討等に鋭意取り組んできました。

第三者委員会調査報告書により、FXNZ及びFuji Xerox Australia Pty. Ltd.（以下「FXA」といいます。）においても、リース取引に関する売上高及び受取債権の不適切な会計処理等があったことが明らかになりました。これにより当社は、当該不適切会計の決算への影響額を調査し、過年度の決算を訂正するとともに、第116期から第120期の有価証券報告書、及び第119期から第121期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、当社において、子会社の管理体制が不十分であったこと、関係会社の財務諸表のモニタリング体制が不十分であったこと、及びFXNZとFXAにおいて、販売プロセスのリスク識別及びその評価に不十分な点があったことなどの不備があり、内部統制が機能しなかったことによるものです。

以上のことから、当社の全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制、及びFXNZとFXAの業務プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備があったため、不適切な会計処理が行われかつその発見に遅れを生じさせたものと認識しています。

なお、上記事実は、当事業年度末日後に確定したため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、第三者委員会の指摘・提言を踏まえ、再発防止に向けて、以下の改善策を講じていきます。

(1) 改善策

①当社の富士ゼロックスに対するガバナンス強化と、富士ゼロックスの業務管理プロセスの強化

(a) 組織体制の見直し

- ・富士ゼロックスのコーポレート機能の一部を当社に統合することによる業務管理プロセス強化

(b) 当社から富士ゼロックスへの経営人材の派遣

- ・取締役及び経営管理実務責任者の派遣
- ・グループ内人材交流の一層の拡大

(c) グループ内部統制の強化

- ・関係会社の経営管理のガイドライン拡充
- ・グループ内報告体制の再構築と強化
- ・コンプライアンス教育の強化・再徹底と人材育成強化

②当社のガバナンス体制変更

(a) 社外取締役の増員

- ・当社の取締役の人数の内、3分の1を社外取締役とすること
- ・弁護士及び会社経営者を社外取締役とすること

③事業及びリスク特性に適合した内部統制の再構築

以上